

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業補助金 よくある質問

【県外出荷促進】

R7.5.27時点

| No. | 質問内容                                                      | 回答                                                                                                                                                                             | 項目       |
|-----|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1-1 | 物流合理化計画は申請時に必ず策定が必要ですか。                                   | 全ての申請者が策定する必要があります。<br>任意団体の場合、団体名でまとめて策定ください（必ずしも構成員毎に作成する必要はありません）。<br>なお、県が行う物流合理化策定支援を受けて策定する場合は、交付申請書の提出時期外に提出して問題ありません。                                                  | 交付申請について |
| 1-2 | 複数法人で構成する団体の場合、物流合理化計画は各法人毎で作成が必要ですか。それとも団体でまとめる必要がありますか。 | 任意団体は共同出荷に取り組むための団体であるため、基本的には団体でまとめて作成いただきたいですが、構成員毎での作成でも構いません。                                                                                                              | 交付申請について |
| 2-1 | 法人+個人の任意団体による申請は可能ですか。                                    | 申請は法人のみ受け付けています。<br>複数法人で構成する団体の場合も、構成員は個人ではなく、法人でなければいけません。                                                                                                                   | 任意団体について |
| 2-2 | 補助年度中に任意団体の構成員に変更があった場合、どのような手続きが必要となりますか。                | 新たに締結した協定書を提出ください。<br>また、実績額が交付決定額より増える、又は交付決定額に比べて2割以上減る見込みがある場合、定められた期日までに計画変更交付申請（第3号様式）を提出してください。<br><br>なお、当該任意団体は共同輸送による輸送費の低減に取り組むものとして設立する団体であることから、構成員減の変更は想定しておりません。 | 任意団体について |
| 2-3 | 任意団体を設立するにあたり、構成員に新規設立法人を含むことは可能ですか。                      | 新規設立法人等、補助を受けようとする前の年度に県産農林水産物の県外出荷実績がない法人を構成員に含めることはできません。<br>なお、補助を受けようとする年度が設立2年目にあたり、法人の決算が交付申請提出期限より後である場合は個別にご相談ください。                                                    | 任意団体について |

| No. | 質問内容                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                              | 項目        |            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 2-4 | 補助対象事業者の「オ その他、知事が認める団体（実施要領第2 2 関係）」に関して、「（3）前年度の県外出荷量が次の基準を満たすもの」の基準に達していなくても1 法人のみで申請は可能ですか。<br>令和6 年度までの補助事業のように、特例承認の扱いがありますか。 | オ（3）に定める基準を達していない場合は、1 法人のみで申請することはできません。<br>また、特例承認の扱いはありません。                                                                                                  | 任意団体について  | 5/27<br>追記 |
| 2-5 | 補助対象事業者「オ その他、知事が認める団体－（3）前年度の県外出荷量が次の基準を満たすもの」に関し、前年度の県外出荷実績がわかる資料として令和6 年度実績報告書の写しでも良いでしょうか。                                      | 前年度実績がわかる資料として、令和6 年度実績報告書の写しを提出いただいても構いません。                                                                                                                    | 任意団体について  | 5/27<br>追記 |
| 3-1 | 宅配便について、事業者に対しても対象外ですか。                                                                                                             | 宅配便は個人あて、事業者あても対象外としております。                                                                                                                                      | 交付の対象について |            |
| 4-1 | 補助単価の基準額について、今後の見直しはありますか。                                                                                                          | 現在のところ2～3 年程度は単価の見直しを想定しておりません。ただし、単価の急激な高騰がある場合は適宜見直しを検討します。                                                                                                   | 補助単価について  |            |
| 5-1 | 令和6 年度までの補助事業では、船舶輸送へのシフトが事業目標とされていたところですが、令和7 年度から変化ありますか。                                                                         | 共同輸送や船舶輸送へのシフトによる輸送費の低減という事業目標は変わっておりません。<br>輸送方法について、船舶でなくとも構いませんが、船舶比率をあげることは目標としていただきたいと考えております。<br>なお、船舶輸送による鮮度維持に関しては、県農業研究センターと連携して品目の特性に応じた試験を行っていく予定です。 | 事業目的について  |            |